

平成 30 年 第 6 回

富 山 県 教 育 委 員 会 会 議 録

I 開会及び閉会の日時

平成 30 年 5 月 18 日 (金)

開会午後 1 時 00 分、閉会午後 1 時 51 分

II 場所

教育委員会室

III 出席委員

1 番 鳥海 清司

2 番 山崎 弘一

3 番 町野 利道

4 番 藤重 佳代子

5 番 村上 美也子

教育長 渋谷 克人

IV 説明出席者

教育次長 坪池 宏

教育次長 布野 浩久

教育企画課長 津田 康志

生涯学習・文化財室長 菊池 政則

教職員課長 坂林 根則

県立学校課長 本江 孝一

小中学校課長 金谷 真

保健体育課長 東瀬 義人

V 傍聴人数 1 人

VI 会議の要旨

午後 1 時 00 分、渋谷教育長が開会を宣する。

1 会議録の承認について

(平成 30 年 4 月 17 日開催の平成 30 年第 5 回富山県教育委員会会議録)

会議録閲覧

渋谷教育長から可否を諮ったところ、全員異議がなく承認した。

2 報告事項

(1) とやま科学オリンピック 2018 の開催について

教育企画課長から説明した。

(2) 平成 31 年度富山県公立学校教員採用選考検査について

教職員課長から説明した。

(3) 平成 30 年 3 月高等学校卒業者の就職状況について

県立学校課長から説明した。

(4) 県立高校の書道における指導事項の実施状況について

県立学校課長から説明した後、教育長が補足説明をした。

3 その他

今後の教育委員会等の日程について

教育企画課主幹から説明した。

4 議決事項

午後 1 時 35 分、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定に基づき、議案第 14 号及び議案第 15 号については委員全員の同意により会議を非公開とすることを可決し、議事の審議に入った。

議案第 14 号 平成 31 年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択に係る諮問事項の件

議案第 15 号 富山県いじめ防止対策推進委員会委員任命の件

5 議事

○報告事項について

## 報告事項（1）関係

〔山崎委員〕

- ・科学オリンピックについてだが、大変いい取り組みだと思う。毎年、成果を上げているのではないかと  
思うが、小中学校の部門と高校部門、それぞれ検査の内容はずいぶん違う。問題の内容は、段々変わっ  
てきているのか。

〔教育企画課長〕

- ・その都度、見直しをしており、次回の改善点ということで、より思考力を高めるような形に変わってき  
ている。ただ様々な方からお話を聞くと、一方では、もう7年やってくるとなかなか問題を作るのが難  
しくなっているという話を聞いている。

〔山崎委員〕

- ・毎年、工夫をされて良い問題を出されているのではないかと思います。

〔村上委員〕

- ・男子と女子の参加者の数は、だいたい同じなのか。

〔教育企画課長〕

- ・昨年度で言うと、全体で1,270人のうち男子が840人、女子が430人であり、概ね3分の2が男子学生  
となっている。

〔教育長〕

- ・それは小中高合わせてだと思うが、高校だけ取り上げるとどうなるのか。

〔教育企画課長〕

- ・高校だけで実数で言うと、男子が265人、女子が97人ということで男子の方が73%、女子が27%とい  
うことで、全体よりも男子の方が高い。

〔町野委員〕

- ・7年間行って、問題というのは7年の間にだいぶ難しくなっているのか。

〔教育企画課長〕

- ・難しいというのはあるが、やはり思考力を高めるというような問題になっている。

〔町野委員〕

- ・問題が難しくなっているということは子供たちのレベルも上がっているということになる。7年も行っ  
ているのであるから、そうでなくてはいけない。最初の年の問題と7年目の問題ではだいぶレベルが変  
わっているのが本来の姿である。

〔山崎委員〕

- ・作問の題材や内容については、非常に間口が広いわけであり、単純にレベルという言い方で捉えること  
が難しい問題でもあると思う。レベルというのは何であるかという話にもなると思うのだが。

〔町野委員〕

- ・オリンピックのアスリートと同じである。10年前の記録と去年のオリンピックの記録では違う。  
そういう風に上がっていかないといけない。

〔山崎委員〕

- ・題材をずいぶん変えながら出題しているから、その都度難しいのではないかと思います。ただ7年、8年続  
くと題材も少なくなってしまうのではないかと。

〔教育企画課長〕

- ・過去のデータを見ながら分析というようなことをやっていくと、題材自体が限られてしまうという課題  
はあると思う。

〔町野委員〕

- ・10年もやったら劇的に変わっても良いと思う。「最初の頃はあんなに簡単な問題であったのに、こんなに  
難しい問題が出来ているよ」と言えるように。

〔鳥海委員〕

- ・とやま科学オリンピックの問題というのは指導要領の範囲内という制限があるとか、飛び出しているとい  
う制限がないのか。どうなっているのか。

〔教育企画課長〕

- ・指導要領と直接何かリンクしているものではない。

〔鳥海委員〕

- ・段々レベルが上がらなければという話をした時に、指導要領が入っている範囲であれば上げようにもなかなか問題を難しくするのも難しいなと思ったが、規制がないのであれば、そういうところで難しい問題になって行くのかなと思う。

〔教育長〕

- ・坪池教育次長から何かフォローはあるか。

〔坪池教育次長〕

- ・学習指導上の難しさというと、学年に応じてここまで知っておかないといけないということになる。科学オリンピックは、学習していない題材を読ませて自分で考えて行っていくのである。学習指導要領上でいうのとは少し違っている。小学生でも中学生でも解ける子はおり、難しい問題でも解ける子はいる。思考力、判断力を問うような問題になっている。題材とは違うので学習指導要領との関係では言いにくい。

〔教育長〕

- ・一番わかりやすいのは高校部門の化学、物理、生物である。筆記の力を求めているのではなくて、実験、どのような形で実験とか分析の中で自分達で見出していか。実技の世界である。数学においては筆記になっていくのだが、そういった同じような観点でアプローチしているものであるから、これは町野委員の言うとおりに、年々難しくなっていくのかどうか、作問委員会をもう既に開いているので、またご意向については伝えたいと思う。

〔町野委員〕

- ・あまりにも難しくして、子供達が自信を無くさせていくのも問題であるから、そこは気をつけてやらないといけない。

〔教育長〕

- ・アンケートでは、毎年7割超える子供たちが難しかったと言っている。

〔山崎委員〕

- ・高校部門は大変難しい。以前、高校部門の一部で物理だったと思うが、事前に出題内容を知らせていたところ、十分準備をしてきた中学生グループが最優秀となったことがあったようだが、今は事前に問題内容を知らせることが多分なくなったのだと思う。そういう意味では行ってみないとわからない、難しい問題になっているのだと思う。

〔教育長〕

- ・先ほど村上委員から男女比が出たが、高校、確かに女子が少なかったのだが、化学と生物については女子が半分以上である。数学、物理はあまりお好きでない方がおられるのか、理系女子といわれる方は化学と生物に多い。

〔藤重委員〕

- ・とやま科学オリンピックの後に「科学の甲子園ジュニア」に皆さん選考されて出場されて、全国大会で1位であったり3位であったり、というパンフレットを今拝見したのだが、今回のとやま科学オリンピックに参加した方々の優秀な方々を選定して、今年もここに不出られるということか。

〔教育企画課長〕

- ・そうである。

〔藤重委員〕

- ・「科学の甲子園ジュニア」の5回目のデータはこちらで拝見したのだが、過去1回目から4回目で5回行ったうち、良くなってきているのか。

〔教育長〕

- ・それも整理して次回なり、補足してご説明するが、毎年ランクインする。はっきり言うと、甲子園ジュニア大会と科学の甲子園、これは高校生向けである。科学の甲子園ジュニアは中学生が中心にやっているのだが、その場合は混合チームが出ている。科学の甲子園の場合は高校単位でチームとして出る。

実技が入っており、実は今年失敗した。ロボットが実際動かなかったということがあり、そのようなトラブルがあるからなのだが、そういった実技システムが非常に点数配分が高い。それによってかなり順位に変動があるというのが実態だが、状況については記録としてあるので、いずれご報告させていただく。

### 報告事項（3）について

〔山崎委員〕

- ・今年も全国1位とあり、概ね100%近くが就職できているのは良いことだと思う。ただ県立、私立で1名ずつが3月末日でまだ就職先が決定しなかったそうだが、現在その2名の方々はどうなっているのか。

〔県立学校課長〕

- ・今日現時点では就職・勤務が定まったとは聞いていない。

〔山崎委員〕

- ・早々に決まるように、引き続き支援してあげてもらいたい。

〔県立学校課長〕

- ・はい。3月末に就職希望であっても、現在就職希望されるかどうか変わる可能性もある。そうした意味では卒業された生徒さんだが、本人の希望等を聞きながら学校としても出来る範囲で支援していくつもりである。

〔町野委員〕

- ・同じ就職関係のところで、文科省がキャリア教育を出してからだいぶ時間が経つのだが、富山県がいち早く取り入れて、他の県よりもレベルの高い教育をやっていると思う。就職率とキャリア教育をはじめて10年位経つと思うが、その10年間で就職率にキャリア教育は貢献したのか。

〔県立学校課長〕

- ・まず、例えば中学校で14歳の挑戦がある。また、高校では1年生の時に幅広い職業調べも含め、勉強している。もちろん高校生は卒業後、大学進学を目指す子もいれば就職という子もいるのだが、やはり大学に進学した後も最終的には就職することになる。職業などを勉強しながら進めているので、それが直接的にどういうふうに関わったかをなかなか検証は難しいとは思っているが、そうした授業を通して職業とか自分の将来に向けていろいろ考えていこうと、そういう時間は前に比べると取れているのではないかと思っている。

〔教育長〕

- ・数字で言わないといけないと思うのだが。

〔町野委員〕

- ・なかなか数字で言うのは難しいと思う。

〔教育長〕

- ・分かっているのは就職率、就職決定率であり、この推移とキャリア教育の導入時期、それから本県独自の14歳の挑戦等色々なことをやっている。インターンシップの率もあるので、それらをかみ合わせて一回整理し、またご報告させていただきたいと思う。また、景気もあるので必ずしもリンクはしない。いくつかの要素がかみ合っただけでこの就職率が出てくるということをご理解いただいた上で、それを進めさせていただきたいと思う。その部分は県立学校課の方でまとめてください。

〔山崎委員〕

- ・就職率について、毎年富山県はすごく高いのだが、必ずと言っていいほど福井県、石川県、愛知県、岐阜県等も、必ず順位が非常に高い。地域柄のものなのか。ものづくり産業がそこにあるからなのか。それは毎年感じていることである。

〔教育長〕

- ・町野委員さんをはじめ、産業界の方々のご理解とご協力によって、これが実現できているものと思っている。

〔町野委員〕

- ・産業界は特に人不足に困っている。

#### 報告事項（４）について

〔町野委員〕

- ・学校の先生になったことがないので分からないのだが、指導要領というのは絶対的なのか。

〔県立学校課長〕

- ・指導要領には、書道については、資料８頁からお示しましたが、あくまでも指導要領ということであり、大変細かなところまでは規定されていないが、こういった項目、内容については指導を行う。指導の内容そのものについては、方法は生徒の実態に応じて行うこととなっており、ここに挙げられている内容については何らかの形で行うということになっている。

〔町野委員〕

- ・いろんな言葉の使い方がある。

〔県立学校課長〕

- ・指導の仕方は色々ある。

〔町野委員〕

- ・指導要領というのは、いわゆる組織の中の規定の下くらいか。手順書というものはあるのか。

〔県立学校課長〕

- ・いわゆる手順書が指導要領であり、そして指導要領の解説というものが１つ下にある。

〔教育長〕

- ・要するに法律事項ではない。法律としてのいわゆる法令として扱われているものではないが、文部科学省の取り扱いとすれば１０年に１回だけ改訂しており、教育の根幹にかかわる部分であるので、細かい部分は現場に任せるが、記載してある項目についてはこれを実施しないと単位として認定できないことになる。なので、結構重い扱いとなる。

〔町野委員〕

- ・私ら会社でやると規程があって規程の下に基準があって基準の下に手順がある。物を作る時は手順通りにやらないといけない。手順通りにもしやっとなかったら、それはやり直しになる。

〔教育長〕

- ・手順までいくと、子供たちの状況という、各学校に応じて少し違っているので実践の形自身は現場にかなり裁量権があるものになっているが、そのものをしてやらないといけない。ただ篆刻で外部から指摘があったのは、篆刻を実施してないのではないかと、印を彫ってないのではないかと。彫ってないのならもうアウトだとおっしゃっているわけだが。先ほども担当課長から説明があったが、書道のⅠで必須ではないけれど既に印を彫っている。２年の時はどこに押したら一番書として美しい形になるかということをやっている。それで十分達している、そういう解釈である。実は手順書までいってないのだが、もう少し漠然とした憲法みたいなものだと思ってほしい。

〔山崎委員〕

- ・指導要領に書かれている項目や内容については当然やらなくてはならないわけである。今回調べたら１校だけだったということだが、他の教科・科目においてはどうか、気になるころだ。以前、未履修問題があった時に、未履修を確認するのに使われたのがシラバスだったが、今回もシラバスを見て質問に來られたと聞いている。ただこの中で、この部分について指導が長引いたので結局できなかったとそう書いてあるが、シラバスというのは、年度初めに学習の計画を示す物であり、実施過程でその都度示していたのか。

〔県立学校課長〕

- ・シラバスは年度初めに公表している。今回は年度当初に授業の計画書を作っているが、その計画書には漢字仮名交じりの書を扱う旨記載されていた。ただ今回漢字の書に重きを置いて指導したいということから、実はシラバスの方には、漢字仮名交じりを手紙という題材でそれを扱う予定だったのだが、その記載がされていなかった。そうしたことから年度初めにはもともと計画されていたのだが、やはり年度末に至って最終的に時間が足りなくて漢字仮名交じりの指導ができなかったということである。

〔山崎委員〕

- ・学習指導計画には書かれていたが、生徒側・保護者側が見るためのシラバスにはなかったということか。

〔教育長〕

- ・シラバスはあくまでもシラバスなので、すべてのことについて書いてあるわけではない。外部の指摘の中には「シラバスに書いてないけど、どうなっているのか」という質問もあったが、シラバスには書いていなかったが、計画には載っているし、実際やっていたので、それは問題はなかったのだが、シラバスから担当の教員の思いが漢字に向かっていたので、去年まで3つ書いてあったのに1つ抜かして書いて出したのである。行っていないのではないかとこの指摘を受けて、実際は行うつもりだったのだが、時間がなくて出来なかったということである。これは手紙を書く予定だったのだが、そこで指摘を受けているという形になっている。実際にはご質問の他の教科はどうなっているのかということだが、学校訪問研修の時に指導があつて、教科できちんとして行っているかと。試験をやれば一発でわかるらしいのだが、それを中心にして指導をするので、まずない。こういう実技系統になると試験ではないので、実際にそれをやられているかどうかは1つ1つ確認していくしかないものがある。そこが難しいところがあるかと思っている。

〔山崎委員〕

- ・いわゆる普通教科目と違い、多分に実技等を伴う音楽、美術といった科目になると難しいのだとは思うが。

〔教育長〕

- ・芸術系、体育系ということになるかと思う。

午後1時51分、議事が終了したので教育長が閉会を宣した。